

有田市オンラインショップ運営業務委託
プロポーザルの実施について

有田市オンラインショップ運営業務委託について、下記要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和3年6月7日

有田市長 望 月 良 男

有田市オンラインショップ運営業務委託プロポーザル
実施要領

1 目的

有田市産の農林水産品及び特産品等を販売するモール型オンラインショップを構築・運営し、市の製品の販売を拡大するとともに、市内事業者のオンラインショップ活用を促進し、販売チャネルの一つとしていくことを目的とする。

2 業務の概要

① 業務名

有田市オンラインショップ運営業務委託

② 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

③ 委託業務

別紙「有田市オンラインショップ運営業務委託仕様書」のとおり。

④ 提案上限額

予算 1,710,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

なお、上記金額には、運営・管理費用、年間の使用料及び保守に係る費用等すべてを含むものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けている者を除く。

ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けている者を除く。

エ 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)

オ 市税等を完納していること。

カ 公告日において、有田市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

5 参加申出書の提出

① 本プロポーザルの公告の方法

有田市ホームページへの掲載による。

② 提出書類

ア プロポーザル参加申出書(別記第 1 号様式)(写し不可)

イ 委任状(別記第 2 号様式)(写し不可)(支店等に参加手続等の委任を行う場合)

ウ 市町村税完納証明書(発行後 3 ヶ月を経過していないもの)又は市町村税にかか
る直近 2 年分の納税証明書(法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)(写し可)
支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出す
ること。

エ 登記簿謄本(法人のみ)又は住民票(個人のみ)(いずれも発行後 3 ヶ月を経過
していないもの)(写し可)

オ 身分証明に係る誓約書(個人のみ)(別記第 3 号様式)(写し不可)

カ 使用印鑑届出書(別記第 4 号様式)(写し不可)

※ 令和 3 年 4 月 1 日時点で有田市物品・役務一般(指名)競争入札参加者名簿に登載さ

れている者は、イ～カの提出を省略することができる。

③ 提出部数

各1部

④ 提出期限

令和3年6月21日(月)17時(必着)

⑤ 提出場所

〒643-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 経済建設部ふるさと創生室ブランド推進係 担当：田中、吉田

⑥ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(別記第5号様式)に必要な事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

また、電子メールの送信後必ず電話にて着信を確認すること。

① 提出期限

令和3年6月22日(火)から令和3年6月25日(金)17時(必着)まで

② 提出場所

有田市役所 経済建設部ふるさと創生室ブランド推進係 担当：田中、吉田

TEL：0737-22-3648(直通)

E-mail：brand@city.arida.lg.jp

③ 回答方法

質問の内容及び回答は、令和3年6月30日(水)までに本市のホームページに掲載する。

7 企画提案の概要

仕様書等の内容及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

① 会社概要、業務実績及び本業務全体に対する基本的な考え方

基本的な会社の概要の紹介及び本業務と類似する業務で、その概要(構築内容、支援内容、導入効果等)を説明すること。

② 業務実施体制等

仕様書に掲げる本業務の目的を達成するために必要と考える運用体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画等について提案すること。

③ オンラインショップの概要

別紙「有田市オンラインショップ運営業務委託仕様書」に記載している要件を満たすことがわかる内容とすること。

④ デザイン

利用者にとって見やすく、使いやすいよう配慮した点等があれば記載すること。

⑤ オンラインショップの運営・管理

運営・管理の方法について記載すること。

⑥ 独自性・将来性について

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、本業務及び本市における将来的な有田市オンラインショップの運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。

⑦ 本業務に係る見積書

本業務に係る全ての経費を記載すること。また、消費税及び地方消費税を含んだ金額及び構築等、詳細な内訳を記載すること。

8 企画提案書の提出

① 提出書類

企画提案書

A4 (A3 判の折り込み可)とする。

② 提出部数

10 部

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

外封筒に「有田市オンラインショップ運営業務委託企画提案書在中」と朱字で記載すること。

④ 提出期限

令和3年7月7日(水) 17時(必着)

⑤ 提出先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経済建設部ふるさと創生室ブランド推進係 担当：田中、吉田

⑥ その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。

イ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。

ウ 提案は1案とする。

エ 提出書類は非公開とするが、本業務の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

9 審査及び決定

① 審査機関

本プロポーザルの審査は、有田市オンラインショップ運営業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

② 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

③ 審査

本審査では、審査委員会に対し次のとおり企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

ア 実施日

令和3年7月20日(火)又は令和3年7月21日(水)

※ 会場、順番、集合時刻等については、別途通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め 3 名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明 20 分、質疑応答 10 分の計 30 分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である 10 分以内とする。

カ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ、接続ケーブル等は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

④ 評価基準

別に掲げる「有田市オンラインショップ運営業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

⑤ 選定方法

各提案者の点数は評価者各々の点数の総和（以下「獲得点数」という。）とし、最優秀提案者及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。獲得点数が同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

⑥ 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。

また、最優秀提案者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

⑦ 委託契約

ア 最優秀提案者を本業務に係る契約候補者とする。

イ 最優秀提案者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 「4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 1 その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した全ての費用は、応募者の負担とする。
- ② やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止する場合であっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ④ 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 問い合わせ先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経済建設部ふるさと創生室ブランド推進係 担当：田中、吉田

TEL：0737-22-3648（直通）

E-mail：brand@city.arida.lg.jp